

# 保険料率改定のお知らせ

給与 R5 年 4 月支給分より変更

賞与 R5 年 3 月支給分より変更

## ■ 社会保険料

		事業主	個人
※1 健康保険料は	(102.3 /1,000)	51.15 /1,000	51.15 /1,000
介護保険料は (40才以上 65才未満)	( 18.2 /1,000)	9.1 /1,000	9.1 /1,000
※2 厚生年金保険料は	(183.0/1,000)	91.5 /1,000	91.5 /1,000

※1 賞与支給額の上限は、健康保険は 年間573万円 (毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)

※2 厚生年金保険と児童手当拠出金の場合は、支給額上限 1 回(1ヶ月)につき150万円 となります。

※ 賞与は千円単位 (1,000 円未満切捨て)にして

## ■ 雇用保険料

※千円未満切捨てにはなりません

令和5年4月改定(4月分からの給与が対象になります)

<納付>

年度更新時に個人及び会社保険料が合算され確定申告として清算されます。



### 【個人保険料】

### 【会社保険料率】

給与・賞与額	×	6/1,000 (一般の事業)	9.5/1,000
〃	×	7/1,000 (農林水産の事業)	10.5/1,000
〃	×	7/1,000 (建設の事業)	11.5/1,000

※R2年4月1日より雇用保険料免除になっていた高齢者の方も雇用保険料控除対象になります。